

道場八多地区まちづくり協定

神戸市長(以下「市長」という。)と道場八多連合まちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第9条の規定に基づき、次のとおりまちづくり協定(以下「協定」という。)を締結する。

(名称)

第1条 この協定は「道場八多地区まちづくり協定」と称する。

(地区の位置及び区域)

第2条 この協定の対象となる地区の位置は以下のとおりとし、区域は、道場八多地区まちづくり協定区域図に示すとおりとする。
神戸市北区道場町日下部の一部、有野町二郎の一部、八多町中の一部

(市長と協議会の役割)

第3条 協議会はこの協定により、次条に示すまちづくりの目標を達成するため、積極的に行動し、市長はこの協定に基づき、協議会に対し、必要な助言及び指導に努めるものとする。

(まちづくりの目標)

第4条 まちづくりにあたっては、恵まれた自然環境や交通体系等の立地条件を生かし、「活力と魅力のある流通生活拠点」と「ゆとりと潤いのある住み良い田園住宅地」が共存する「ゆとりと活力のある環境共生都市」の形成を目標とする。

(業種等の制限)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている業種、テレホンクラブ等の青少年の健全な育成に不適当とみなされる業種及び集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の入居、営業はしてはならない。

(建築物、広告物の意匠)

第6条 美しい景観の維持形成を図るため、建築物の屋根、外壁その他外観に係る部分及び広告物の形態・色彩等は、緑豊かな周辺の景観と調和した意匠となるよう配慮する。

(荷さばき等駐車用地の設置)

第7条 路上での荷さばき等の駐車を防止するため、事業所等においては荷さばき等の駐車用地を設ける。

(垣、柵等の形式と門灯の設置)

第8条 みどり豊かで潤いのあるまちの形成を図るため、道路に面して垣、柵等を設ける場合は生垣又は植栽を伴うものとする。また、安全性の向上を図るため、道路に面する箇所では門灯の設置に努める。

(ファミリー形式住戸の推奨)

第9条 地区のコミュニティを維持し、また世帯構成のバランスを図るため、地区内で集合住宅を建設する場合、ファミリー形式住戸を設置するよう努める。

(賃貸集合住宅の適正な管理)

第10条 賃貸集合住宅の管理にあたっては、管理人又は責任者を定め、常時連絡がとれるようにする。また、路上駐車が発生しないように、駐車場を設置する。

(粗雑な土地利用の制限と適正な管理)

第11条 地区内の空地等において、廃品ストックヤードや雑草の放置等の周辺環境や景観を著しく損なう土地利用はしてはならない。

(深夜の営業マナー)

第12条 青少年の健全な育成、近隣環境保全のため、地区内での深夜の営業にあたっては、騒音の防止や風紀の適正化に努める。

(周辺環境への配慮)

第13条 良好な住環境のため、日照の確保、プライバシーの保護に努めるとともに、騒音、振動、電波障害、大気汚染、悪臭及び水質汚濁等の防止に努める。

(生活マナー)

第14条 迷惑駐車、自動販売機等の道路上へのはみ出しはしてはならない。また、おたがいに快適な日常生活を送るため、ペットの飼い方、ゴミの出し方等、生活マナーの遵守に努める。

(補則)

- この協定の運用にあたり、まちづくり協定運用細則を別に定める。
- この協定に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項については、市長と協議会が協議するものとする。
- この協定に改訂の必要が生じた場合は、市長と協議会が協議の上、改訂するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、協定当事者において記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年7月12日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 矢田 立 郎

神戸市北区八多町下小名田355番地
道場八多連合まちづくり協議会
会 長 上 田 俊 輔